

質問第一五号

カジノエンターテイメントに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年二月四日

糸数 慶子

参議院議長 江田 五月 殿

カジノエンターテイメントに関する質問主意書

昨今、刑法で賭博罪にあたるカジノが地域経済活性化の起爆剤のように論じられ、沖縄県をはじめ東京都、大阪府等の自治体においてもカジノ導入に向けた積極的な首長発言や独自の調査、研究等が行われている。また、国会内においても衆参両院議員によるカジノ導入を検討する議員連盟等が発足している。カジノは、その特殊性において地域社会、特に教育環境等に与える影響は大きく、さらに刑法の改正等も伴うため国民的な論議や地域社会の合意も必要と考える。よって、以下質問する。

一 カジノ導入に対する政府の見解を示されたい。

二 カジノは刑法第一八五条の賭博罪、あるいは同法第一八六条第二項の賭博場開張等凶利の規定に抵触するものとするが政府の認識を示されたい。

三 カジノ導入に関する調査・研究等を行っている自治体について、政府が承知しているところを明らかにされたい。また、そのうち首長が積極的発言を行っている自治体について、政府が承知しているところを明らかにされたい。

四 カジノ導入については「カジノ特区」による特区制度での検討も進んでいるが、内閣府の総合規制改革

会議では「刑法に関するものは特区制度の対象外にすべきである」としている。特区制度の活用によるカジノ導入について政府の見解を示されたい。

五 亀井静香内閣府特命担当大臣は昨年十二月、沖縄の基地問題等に関する発言において、沖縄の振興策としてカジノ構想に言及したが、それは政府としての方針であるのか、見解を示されたい。

右質問する。